

# ○大東市障害者等移動支援事業実施要綱

令和2年12月14日

要綱第91号

大東市障害者移動支援事業実施要綱（平成18年要綱第69号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、本市に居住する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）の地域での自立生活及び社会参加を促進するため、大東市障害者等移動支援事業（以下「事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、大東市とする。

2 市長は、事業の全部又は一部を法第36条第1項の規定による居宅介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けた事業者その他市長が認める事業者に委託することができる。

（事業内容等）

第3条 事業の内容は、次の各号に掲げる支援の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 個別移動支援 障害者等の個別の移動の支援（第3号及び第4号に掲げる支援を除く。）
- (2) グループ移動支援 複数の障害者等からなるグループの移動の支援
- (3) 大学修学支援 重度訪問介護の対象者が大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）において修学するに当たり、大学等による支援体制の構築が行われるまでの間における通学中及び大学等の敷地内等における移動の支援
- (4) 医療的ケア児通学支援 日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。第4条第3項第2号において同じ。）を受けることが不可欠である法第4条第2項に規定する障害児（別表第1備考において「障害児」という。）の大東市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）への

## 通学中における移動の支援

- 2 前項第1号及び第2号に掲げる支援の対象は、1日で用務を終える次に掲げる外出とする。
  - (1) 公的機関に赴く場合等社会生活上必要不可欠な外出
  - (2) 余暇活動等社会参加のための外出
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める外出
- 3 第1項第3号に掲げる支援の対象は、1日で用務を終える大学等への通学中及び修学に関わる活動中の移動とする。ただし、次に掲げるものは支援の対象としない。
  - (1) 大学等への通学中における余暇活動その他の修学に関わらない活動
  - (2) 前号に掲げるもののほか、当該支援を適用することが適当でないと市長が認める活動
- 4 第1項第4号に掲げる支援の対象は、小・中学校への通学中の移動とする。ただし、次に掲げるものは支援の対象としない。
  - (1) 小・中学校への通学中における余暇活動その他の通学に関わらない活動
  - (2) 前号に掲げるもののほか、当該支援を適用することが適当でないと市長が認める活動
- 5 第1項各号に掲げる支援に従事する者は、市長が別に定める資格を有する者でなければならない。

### (対象者)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる支援の対象者は、本市内に居住する者（法第19条第3項又は第4項の規定により本市が介護給付費等の支給決定を行う本市外の施設に居住する者を含む。次項において同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）に肢体不自由に係る障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、下肢を含む2肢以上に障害を有するものその他これに準ずる者として市長が認めるもののうち、外出時において車いすを常用しているもの
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳（別表第1において「療育手帳」という。）の交付を受けている外出が困難な者

- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている外出が困難な者
  - (4) 法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である18歳以上である者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である18歳未満である者であって外出が困難な者
  - (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者
- 2 前条第1項第3号に掲げる支援の対象者は、本市内に居住する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
- (1) 法に基づく重度訪問介護の対象者であって、重度訪問介護を利用しているもの又はこれに準ずるもの
  - (2) 大学等への入学後に停学その他の処分を受けていない者
  - (3) 学修の意欲があり、病気、留学等のやむを得ないと認められる特別な事由による場合を除き、適切に単位を修得する者
- 3 前条第1項第4号に掲げる支援の対象者は、本市内に居住する者のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって、市長が適当と認めるものとする。
- (1) 小・中学校に在籍している者
  - (2) 医療的ケアを必要とするため、小・中学校において介助員その他の看護師又は准看護師の免許を有する者の配置を必要とする者
  - (3) 車いすを常用している者
  - (4) 保護者の就労、疾病、介護その他市長が適当と認める事由により、他の送迎手段又は付添いが得られない者
  - (5) 単独での通学が困難な者
  - (6) 学校生活において保護者の同伴を必要としないことについて、学校長が認めた者（利用申込み）
- 第5条 事業を利用しようとする者は、障害者地域生活支援事業利用申込書（様式第1号。次項において「申込書」という。）により市長に申込みをするものとする。
- 2 前項の場合において、第3条第1項第3号に掲げる支援を受けようとするときは、申込書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大東市障害者等移動支援事業（大学修学支援）承諾書（様式第2号）
- (2) 修学先の大学等が作成する障害のある学生の支援について協議、検討、意思決定等を行う委員会等の運営規程その他の活動内容が具体的に分かる書類
- (3) 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者等に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていることが分かる書類

（利用決定）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、速やかに内容を審査し、事業の利用の可否を決定したときは、当該申込みを行った者に通知するものとする。

（利用期間等）

第7条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が当該事業を利用することができる期間（次項において「利用期間」という。）は、当該決定の日から同日の属する月の翌月（当該決定の日が月の初日である場合にあっては、当月）の初日から起算して1年を超えない範囲内において市長が定める日（第3条第1項第4号に掲げる支援にあっては、当該決定の日の属する年度の末日）までとする。

2 利用者が、利用期間満了後も引き続き事業の利用をしようとするときは、利用期間満了日までに第5条第1項の規定による申込みを行わなければならない。

（利用方法）

第8条 利用者は、事業を利用しようとするときは、事業者との契約に基づき利用するものとする。

（利用時間数）

第9条 事業（第3条第1項第4号に掲げる支援に係るものを除く。）の利用時間数は、30分を単位とし、15分未満は切り捨て15分以上は切り上げて算定するものとする。

（委託料）

第10条 市長は、事業を事業者へ委託した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額から次条の規定により算定した利用料の額を控除して得た額を委託料として事業を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）に支払うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる支援に係るもの 利用時間数に別表第1右欄に定める額を乗じて得た額
- (2) 第3条第1項第4号に掲げる支援に係るもの 別表第2左欄に掲げる利用時間の

区分に応じ、同表右欄に定める額

(利用料)

第11条 利用者（18歳未満の者にあつては、当該利用者の父又は母。次条第1号において同じ。）は、事業の1回当たりの利用料として、前条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の1割の額（当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を受託事業者に支払うものとする。ただし、4,000円を月額当たりの上限額とする。

(利用料の免除)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料の全額を免除するものとする。

(1) 利用者及び配偶者の当該年度分（1月から6月までの間に第5条第1項の規定による申込みを行う場合にあつては、当該年度の前年度分）の市町村民税が非課税である場合

(2) 利用者及びその属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている場合

(介護給付の優先)

第13条 利用者が法に基づく介護給付の各種サービスを受けることで、事業と同等の支援を受けることができる場合には、本事業に基づく支援を行わないものとする。

(遵守事項)

第14条 受託事業者は、利用者に対して適切な支援を提供するため、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 受託事業者は、従業員の資質の向上のために、研修等の機会を確保しなければならない。

3 受託事業者は、支援の提供時に事故が発生した場合は、市長及び利用者の家族等に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 受託事業者は、従業員、会計及び利用者への支援の提供に関する諸記録を整備するものとする。

5 受託事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大東市障害者等移動支援事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う移動の支援について適用し、同日前に行う移動の支援については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年要綱第21号) 抄

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第40号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第104号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年要綱第65号)

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(大東市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部改正)

2 大東市障害者等日中一時支援事業実施要綱(令和3年要綱第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（令和 5 年要綱第 3 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の大東市障害者等移動支援事業実施要綱第 3 条第 1 項第 4 号に規定する医療的ケア児通学支援に係る同要綱第 5 条第 1 項の規定による申込みその他必要な準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

（大東市障害者等日中一時支援事業実施要綱の一部改正）

- 3 大東市障害者等日中一時支援事業実施要綱（令和 3 年要綱第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和 5 年要綱第 6 9 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年要綱第 3 0 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 1 項第 1 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の別表第 1 備考の規定は、この要綱の施行の日以後に事業の利用の決定を受けた者に対して実施する事業に適用し、同日前に事業の利用の決定を受けた者に対して実施する事業については、なお従前の例による。

別表第 1（第 1 0 条関係）

支援の区分	利用者等の区分		30分当たりの額
個別移動支援	移動支援区分 3		1,000円
	移動支援区分 2		900円
	移動支援区分 1		800円
グループ移動支援	利用者が属するグループを構成する障害者等の数	2名	1名につき600円
		3名	1名につき500円
大学修学支援			1,135円

備考

- 1 この表において「移動支援区分3」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 法第21条第1項の規定により認定を受けた障害支援区分（以下「障害支援区分」という。）が区分6に該当する者
  - (2) 身障手帳に障害の程度が1級である者として記載されている者であって、次に掲げる処置を要するもの（第4号に掲げる者を除く。）
    - ア たん吸引又は口腔内吸引
    - イ 経管栄養の注入
    - ウ 気管切開又は気管カニューレの挿入
    - エ 導尿又はバルン留置カテーテルの挿入
    - オ 人工呼吸器による呼吸の補助及び管理
    - カ 酸素吸入又は薬剤吸入
  - (3) 療育手帳に障害の程度がAである者として記載されている者であって、行動障害（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準並びに厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2に掲げる12の行動関連項目について、その行動関連項目が見られる頻度等を同表に当てはめて算出した点数の合計が、10点以上である状態をいう。）があるもの（次号に掲げる者を除く。）
  - (4) 障害児であって、その者に必要とされる支援の度合いが、障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号。次項において「障害児区分告示」という。）に定める区分3に該当する者
  - (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定（次項第3号において「要介護認定」という。）を受けた者であって、同法第7条第1項に規定する要介護状態区分（次項第3号において「要介護状態区分」という。）が要介護5に該当するもの
- 2 この表において「移動支援区分2」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 障害支援区分が区分5又は区分4に該当する者
  - (2) 障害児であって、その者に必要とされる支援の度合いが、障害児区分告示

に定める区分2に該当する者

(3) 要介護認定を受けた者であって、要介護状態区分が要介護4又は要介護3に該当するもの

3 この表において「移動支援区分1」とは、移動支援区分3及び移動支援区分2以外の対象者をいう。

別表第2（第10条関係）

利用時間	額
30分未満	2,800円
30分以上1時間未満	4,400円
1時間以上1時間30分未満	6,400円
1時間30分以上2時間未満	7,300円
2時間以上2時間30分未満	8,200円
2時間30分以上3時間未満	9,100円

備考 利用時間が3時間以上の場合は、10,000円に30分ごとに1,000円を加算する。

様式第1号（第5条関係）

障害者地域生活支援事業利用申込書  
（新規・更新・変更）

年 月 日

（宛先）大東市長

次のとおり障害者地域生活支援事業の利用を申込みします。

また、利用者負担額を決定するために必要な場合は、所得及び世帯の状況等について調査することに同意します。

申込者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	申込みに係る児童氏名		続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号	精神保健福祉手帳番号	
等級	級	程度	A B1 B2	等級

他のサービス利用の状況	障害福祉サービス	障害支援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期限	
		利用中のサービスの種類、内容等				
介護保険		要介護認定	有・無	要介護度	要支援（ ）・要介護	1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類、内容等				
援助の種類 申し込む支	種別	<input type="checkbox"/> 移動支援		<input type="checkbox"/> 日中一時		時間/月 回/月
		<input type="checkbox"/> 移動支援 (大学修学支援・医療的ケア児通学支援)		<input type="checkbox"/> 訪問入浴		時間/月 回/月
月額負担上限額に関する認定	下記の区分の適用を申込みします。 1 生活保護受給者 2 利用者本人（18歳未満の者にあつては、父母）及び配偶者が市町村民税非課税 3 利用者本人(18歳未満の者にあつては、父母)又は配偶者が市町村民税課税					
備考						

## 大東市障害者等移動支援事業(大学修学支援) 承諾書

(宛先)大東市長

大東市障害者等移動支援事業(大学修学支援)の利用を希望する学生より依頼がありましたサービス提供の従事者の受入れを承諾します。 また、入学後に大東市障害者等移動支援事業(大学修学支援)の利用を希望する学生については、併せて、以下のことを証明します。	
対象学生は、  入学後に停学その他の処分を受けていません。  入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無又は極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者ではありません。  _____年 _____月 _____日  学校名	
対象学生名	
入学(予定)日	_____年 _____月 _____日
卒業予定	_____年 _____月

障害のある学生の支援について協議、検討、意思決定等を行う委員会等の名称
障害のある学生の支援業務を行う部署、相談窓口等の名称(担当者名)

学校連絡先	電話		メールアドレス	
-------	----	--	---------	--

【本書と併せて以下の書類をご提出ください。 ※書式は問いません】

1. 障害のある学生の支援について協議、検討、意思決定等を行う委員会等について、運営規程その他の活動内容が具体的に分かるもの
2. 本事業の対象となるような、常時介護を要するような重度の障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていることが分かるもの  
※対象学生が初めて本事業を利用する場合については、年度途中の提出でも構いませんが、下記に提出予定年月をご記入ください。  
■提出予定 ( \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月) \_\_\_\_\_
3. 対象学生が前年度から継続して本事業を利用している場合は、前年度に提出した支援体制の構築に向けた計画について、過去1年間の進捗状況が分かるもの

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第5条関係)